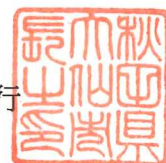


大仙市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第2項の規定に基づき、
下記認可地縁団体が不動産の所有権の移転登記をすることについて、異議のある当該
不動産の登記関係者又は不動産の所有権を有することを疎明する者は、大仙市長に対
し異議を述べることができる旨を公告する。

令和7年3月1日

大仙市長 老 松 博 行



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

（1）名称：方角沢自治会

（2）区域：大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢・同字方角沢の区域

（3）主たる事務所：大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢126番地1

2 申請不動産に関する事項

（1）土地

地 目	面 積	所 在 地
用悪水路	93.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 226 番
用悪水路	280.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 227 番
用悪水路	254.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 228 番
用悪水路	154.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 229 番
用悪水路	170.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 230 番
用悪水路	151.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 231 番
用悪水路	192.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 232 番
用悪水路	162.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 233 番
用悪水路	254.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 234 番
用悪水路	286.00 m ²	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 235 番

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	登記上の住所
小木田 春美	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢 142 番地
熊谷 兼藏	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢 110 番地 2
佐々木 松治	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢 117 番地
佐々木 優子	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 120 番地
金子 寿明	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢 129 番地
高橋 さよ子	大仙市土川字小杉山沢ノ内小方角沢 134 番地
高橋 五十治	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢 137 番地
高橋 昇	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢 200 番地
佐々木 惣一	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢 203 番地
佐々木 一	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢 204 番地
佐々木 拓	仙北郡西仙北町土川字小杉山沢ノ内小方角沢 212 番地

計 11 名

3 当該不動産の登記移転等を行うことについて異議を述べることができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和 7 年 6 月 1 日まで
- (2) 方法 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること。
- (3) 提出先 019-2192

秋田県大仙市刈和野字本町 5 番地

大仙市役所 西仙北支所 地域活性化推進室